

# 沖縄文化協会 2018 年度公開研究発表会

日 時：2018 年 6 月 30 日（土）・7 月 1 日（日）

場 所：琉球大学法文学部新棟 215 教室

参加費：500 円（資料代）

研究発表会スケジュール

○6 月 30 日（土）

9:20	開会の辞（中本 謙 沖縄文化協会 2018 年度公開研究発表会実行委員長）
9:30	三島 わかな（沖縄県立芸術大学） 【司会：久万田 晋】 音による琉球・沖縄の表象 —日本放送協会のラジオ番組を対象に—
10:05	梶 大也（沖縄文化協会会員） 【司会：久万田 晋】 《沖縄を返せ》に関する基礎的考察
10:40	宮平 盛晃（琉球大学） 【司会：赤嶺 政信】 沖縄における祭司神役の変化 —宮古と八重山の悉皆調査に基づく分析結果—
11:15	カーズ・バーバラ（法政大学大学院） 【司会：赤嶺 政信】 ウンジャミとシヌグの相互影響の有無
11:45～13:00 昼食	
13:00	近藤 健一郎（北海道大学）・三島 わかな（沖縄県立芸術大学）【司会：久万田 晋】 近代沖縄におけることばの教育と唱歌 —宮良長包作詞作曲《発音唱歌》の歴史的位置—
13:35	國吉 清（沢岬アマウエーダ同好会事務局）【司会：大城 學】 幻の古謡（浦添沢岬で謡われていたアマウエーダ）の再現の試みとその活用について
14:10	草山 洋平（流通経済大学）【司会：大城 學】 開拓集落における芸能の継承と創出 —石垣島北部明石集落を事例として—
14:50	沖縄文化協会設立 70 周年記念シンポジウム テーマ：「沖縄学の現在そして未来」 基 調 報 告：前城 淳子（琉球文学）、山田 浩世（歴史学）、及川 高（民俗学・文化人類学）新永 悠人（言語学） コメンテーター：照屋 理（琉球文学）、大里 知子（歴史学）、高橋 そよ（民俗学・文化人類学） 又吉 里美（言語学）
18:30	懇親会

○研究発表会スケジュール

7月1日(日)

10:00	田丸 尚美 (沖縄文化協会会員) 【司会: 豊見山 和行】 近近世琉球期における仏教と首里王府・国王家の関係性の一考察
10:35	伊佐 知弥子 (琉球大学大学院) 【司会: 豊見山 和行】 近世先島における女性と役人との関係について —文献史料と古歌謡からみる呼称と実態—
11:10	三枝 大悟 (糸満市教育委員会) 【司会: 麻生 伸一】 運送馬艦船の基礎的性格の検討 —漂流・漂着記録を事例として—
11:45	伊藤 陽寿 (至誠館大学) 【司会: 麻生 伸一】 「屏藩」か「藩屏」か—呼称からみる19世紀琉球の「藩」意識
12:15~13:30 昼食	
13:30	源 園生 (國學院大學大学院) 【司会: 照屋 理】 与論島のシニユグ寿詞(ユングトゥ)考 —琉球と薩摩の間で—
14:05	齋木 喜美子 (関西学院大学) 【司会: 上原 孝三】 儀間比呂志, 赤松俊子の絵本にみる「南」へのまなざし
14:40	山本 真知子 (国際基督教大学大学院) 【司会: 大城 貞俊】 出来事を生きなおす —思考の現場における「沖縄の記憶」—
15:15	小嶋 洋輔 (名桜大学) 【司会: 大城 貞俊】 島尾敏雄と「沖縄県」 —昭和50年代の沖縄滞在資料から
16:00	清水 友理子 (一橋大学大学院)・吉川 秀樹 (沖縄県立芸術大学) 【司会: 久貝 典子】 琉球ガラスの文化史
16:35	桃塚 薫 (拓殖大学) 【司会: 大城 學】 八重山郷友会における郷土芸能と故郷の構築について —1980年代「東京八重山郷友会」の活動を中心として—
17:10	八尾 祥平 (神奈川大学) 【司会: 平良 勝保】 パイン産業にみるアジア太平洋の島嶼部の自立について —ハワイ・台湾・沖縄の結びつきを中心に—
17:45	閉会の辞 (波照間 永吉 沖縄文化協会会長)

## 音による琉球・沖縄の表象

～日本放送協会のラジオ番組を対象に～

三島 わかな (沖縄県立芸術大学)

近代以降、琉球や沖縄の文化に対しては様々な領域からアプローチされるようになり、沖縄県内外から少なからず関心をもたれるようになった。そのなかで沖縄の音楽や芸能を享受する場も、従来の演奏会のように聴き手が会場に足を運んで享受する「直接的な場」だけではなく、1920年代以降はレコードやラジオといったメディアの登場と普及を背景に、聴覚メディアを介した「間接的な享受」も一般化していった。

本発表では、沖縄の音文化(人の声、非楽音、楽音)がより多くの人びとに享受されて裾野を広げていく過程をひもとくにあたり、効果的な手段のひとつとなったラジオ放送に着目する。本発表の目的は、沖縄の音文化がラジオ番組内でどのように発信されたのかについて明らかにすることにある。発表の方法としては、近代日本で放送事業がスタートした1925年から戦中の1940年代後半までを対象に、その期間に放送されたラジオ番組から琉球・沖縄の音文化が題材となっている番組を抽出し、それらのコンテンツを分析する。分析結果として、琉球や沖縄にちなんだどのような種類の響きが、どういった手法で、どういった文脈のもと、どういったイメージをまとわせて発信されたのかを明らかにしつつ、近代日本社会において琉球や沖縄の音文化が何を表象したのかについて考えたい。

本発表の立場にかかわる研究領域として、(1)メディア文化論、(2)音楽文化研究がある。(1)メディア文化論(カルチュラル・スタディーズ)の先行研究として多田治の研究をあげたい(「戦前期の観光における沖縄イメージの形成～国家主義時代の観光と知～」2007他)。同論考ではツーリストに視点をおき、挙国的な観光キャンペーンを背景として沖縄観光の名所を回るモデルコースや各地にまつわる伝説や知識の語り方が1930～40年には、ほぼ体系的に確立されていたと指摘する。ラジオ放送に視点をおく本発表では多田の指摘を追認する立場をとり、1930～40年のラジオ番組のコンテンツづくりにあたって日本各地の地域文化が積極的に掘り起こされ、そこでは音によって沖縄イメージが全国発信されていた事例を紹介する。

(2)音楽文化の研究領域では、カナダの作曲家・音楽学者であるマリー・シェーファー(R. Murray Schafer)が1960年代末に「サウンドスケープ(音風景)」という用語および概念を提唱した。そこでは「地域に固有の音」が「地域(共同体)のアイデンティティ」の形成と密接にかかわると考えられている(『世界の調律』1986)。日本では1970年代以降、この概念が導入され急速に定着した。ところが実際にはシェーファーの提唱以前から、近代日本では環境音と地域アイデンティティに着目したラジオ番組がつくられていた。その一例として本発表では、府県単位でのアイデンティティ形成をリスナーに促したと考えられる番組を紹介する。

本発表は、平成27年度JSPS科研費助成採択課題の成果報告の一部である。基盤研究(C)「近代日本のラジオ放送における音楽文化とアイデンティティ形成に関する基礎的研究」(領域番号15K02183、研究代表者:三島わかな)

## 《沖縄を返せ》に関する基礎的考察

梶 大也 (沖縄文化協会会員)

「かたき土を破りて／民族の怒りに燃える島／沖縄よ」で歌い出される《沖縄を返せ》は、1956年に産声をあげた。元は全司法福岡高裁支部によって作詞作曲され、「曲想が暗すぎる」という理由で旋律が改められた。改作したのは三池炭鉱の労働者にしてアマチュア音楽家である荒木栄であった。荒木は《がんばろう》、《この勝利ひびけとどろけ》など、うたごえ運動の主要な曲の作曲者としても知られる。

このように福岡県で形をなしたものの、沖縄に伝わって後、本土復帰運動の象徴的な曲となり、各地の集会などで頻りに歌われた。その様子はポジティブなものであれ、ネガティブなものであれ、様々な回想から窺い知ることができる。しかしながら、本土復帰を果たしてからはほぼ歌われなくなる。再び歌われるようになるには、1995年、「筑紫哲也 ニュース23」での大工哲弘による演奏を待つ必要があった。原詩の「沖縄を返せ」を「沖縄へ返せ」と変え、息を吹き返した《沖縄を返せ》は現在、反基地運動の象徴的な曲となっている。

沖縄戦後史のなかでかように重要な曲でありながら、同曲の概略や歌詞の変容に関する新聞記事はあっても、関連する研究は管見の限り行われてこなかった。これに関して、長木誠司が重要な指摘をしている。戦後の芸術音楽史から合唱音楽と吹奏楽が(意識的に)排除されてきたのは、①アマチュアの世界の話であった、②政治的、同時代的なアクチュアリティを持つも、それらの作品を同時期の他の作品と比較した時「比べものにならないほどお粗末」であった、③戦後の芸術音楽史が「大衆」を扱ってこなかったためだという。

長木の指摘を《沖縄を返せ》に引きつければ、①作る側も歌う側も共にアマチュアであり、②強い政治性、メッセージ性を有する、つくりの単純な楽曲で、③皆が声を合わせて歌うという意味で「大衆」的であり、芸術音楽史の枠外にあった、ということが出来る。つまり、プロフェッショナルによる音楽を対象とする音楽学研究からは零れ落ちてしまう。近年、うたごえ運動研究は長木の指摘を乗り越える形で進んでこそいるが、それも言説中心であり、実践それ自体が対象となることは史料の制約もあって稀であった。

以上を踏まえ本報告では、音楽史的な観点から以下二点について考察する。第一に、音楽を取り巻く諸研究から、《沖縄を返せ》を考察するための理論的な枠組みを検討することである。そのためにコミュニティ・ソング研究、C.スモールの提唱する「ミュージッキング」概念、民族音楽研究の成果を踏まえたブルース研究などを参照する。第二に、楽曲の実践および変容の文化を詳らかにすることである。この点については史料的制約の問題上、特に近年の実践に着目し、インターネット上の動画や言説も分析対象として取り込むことになる。

## 沖縄における祭司神役の変化

### —宮古と八重山の悉皆調査に基づく分析結果—

宮平 盛晃 (琉球大学)

琉球諸島における村落レベルの儀礼の祈願は、主にノロやニガミ、ツカサなどと呼ばれるような女性神役あるいは男性神役によって執り行われてきた。地域や村落によってノロやツカサ、ニガミ(根神)という役名で呼ばれ、特定の家筋から出自する場合や、祭司組織が構成されている村落もある。

しかし、戦後70年以上が立ち、その形態は村落によって、後継者の不在などの理由により、琉球諸島における祭司の形態は大きく変化した。琉球諸島における村落レベルの儀礼の祈願は、誰によって行われていたのか、そして、それがどのように変化したのだろうか。

本発表は、2002~2016年の間に行ってきた琉球諸島全域での悉皆調査で確認できた事例群の分析に基づき、とくに先島諸島に焦点を当て、村落レベルの祭司の実態と変化についての問題を考察するものである。

これまで、宮古141村落、八重山46村落において、主に動物を要する村落レベルの年中行事、その祭司の実態の解明を目指した調査を行ってきた。その中で、宮古85、八重山29の計114村落で、祭司の形態と変化に関するデータを収集することができた。

はじめに、確認できた事例群の祭司の形態及び変化のパターンを類型化し、その実態と地域的特性の把握を目指した。

分析の結果、114村落の祭司は、①公的神女(65例)、②神女(16例)、③男性神役(2例)、④村落の役員(10例)、⑤一般の人々(3例)、⑥民間神女(2例)の6つに整理できる。

まず、両諸島ともに、①公的神女が祭司となる事例が最多であることが分かった(全体の6割弱)。しかし、その割合は宮古で4割半ば、八重山では9割と大きく異なっていた。つまり、①公的神女が存在したという伝承のない村落や、一般的には①の次位に位置する②神女や③男性神役が祭司となる村落といったバリエーションは宮古にはみられるが、八重山には皆無であった。ただ、宮古のバリエーションは、宮古島の旧平良市以外(旧下地町、旧城辺町、旧上野村)に多く、伊良部島と多良間島にはみられなかった。

次に、従来の祭司が変化したという38例(宮古33、八重山5例)を分析した。各数が全体数を占める割合は、宮古では4割強、八重山では2割弱と、宮古が八重山の2倍上高い。さらに、八重山の5例中3例は廃村のため、やむを得ず神役が退役した事例であった。八重山の祭司は、宮古に比べると、従来のまま変化しない事例が多い。

最も多い変遷後の祭司は、⑤村落役員や⑧一般区民であった。①~③といった神役から、⑤村落の役員や⑧一般区民という非神役への変化例が、21例(宮古18、八重山3)と変化例全体の過半数(5割半ば)を占めている。

最後に、先島諸島における祭司は、八重山では従来の形で維持されているのに対し、宮古では変化した事例が多いこと、その変化には、「①公的神女・②神女→②神女→⑧一般区民→⑤村落の役員」という流れがあったことが分かった。

## ウンジャミとシヌグの相互影響の有無

カーズ・バーバラ（法政大学大学院）

奄美諸島南部から沖縄本島北部に至る地域では、ウンジャミとシヌグという祭祀が現在も行われている。ウンジャミは女性を中心にした祭りで、海のかなたから来訪する神の送迎儀礼である。一方、シヌグは男性を中心にした祭りで、部落の男たちの扮した仮装神による祓い鎮めの行事である。従来の研究では、ウンジャミとシヌグの共通点を検討した研究（比嘉政夫、小野重朗など）や、これらの研究を批判し、地域による差異を強調する研究（高梨一美など）が行われてきた。本研究では、ウンジャミとシヌグの相互影響の有無を考察していく。

『琉球国由来記』（1713 年）の記述から、18 世紀初期もシヌグとウンジャミが同一年に行われている地域<sup>1</sup>、隔年ごとに行われている地域<sup>2</sup>とウンジャミのみが行われている地域<sup>3</sup>の存在が確認できる。シヌグのみが行われている地域の記録はないが、現在は本部半島と与論島などで、シヌグのみが行われている。古くは本部町瀬底や、与論島ではウンジャミも行われていた。従って、本研究ではウンジャミとシヌグが隔年ごとに行われる場合、及び一つの祭祀のみ残っている場合に、他方の祭祀の影響が見られるかについて検討する。

まず、同一年に両方の祭祀が行われている場合、シヌグとウンジャミの相互影響がほとんど見られない。隔年で行われる場合は、シヌグとウンジャミの要素がそれぞれの対になっている儀礼の要素に混入する（ウンジャミの際の山登りや山へのお通し、害虫送りや相撲；シヌグの際の豊漁に関わる儀礼）。それは、シヌグとウンジャミは、それぞれが一年の最も大きな折り目になるため、いずれの要素をも盛り込もうとしたからであろう。

ウンジャミのみが行われている場合は、シヌグの要素（猪狩り、相撲）がウンジャミに混入するが、ウンジャミの基本的性格は維持される。

シヌグのみが行われている場合は、ウンジャミの儀礼要素がシヌグの中に数多く取り入れられ（本部：豊漁と航海安全の祈願、神の送迎儀礼）、いわゆる「シヌグのウンジャミ化」（与論島では男たちが各戸廻り、畑の清め、弓と矢を海に流すほかに、サークラという同族団に分けて、互いにお迎えするという要素）が見られる。

全体としての簡素化、相互影響の存在、その中でウンジャミの優位性が明らかになった。

---

1 伊平屋村、伊江村

2 国頭間切（辺戸村、奥村、安波村、安田村）

3 名護間切（名護村、喜瀬村）、本部間切（瀬底村）、今帰仁間切（今帰仁村、郡村）、羽地間切（中尾村、田井等村、谷田村、真喜屋村、屋我村、我部・松田村、伊指川村、古我知村、瀬洲村）、大宜味間切（城村、喜如嘉村、屋古前田村）、国頭間切（見里村、奥間村、比地村、辺土名村、宇良村、伊地村、与那村、謝敷村、佐手村、辺野喜村）

## 近代沖縄におけることばの教育と唱歌

### 一宮良長包作詞作曲《発音唱歌》の歴史的位置一

近藤 健一郎（北海道大学）・三島 わかな（沖縄県立芸術大学）

本発表は、近代沖縄におけることばの教育について唱歌との関連で考察するものであり、仲西尋常高等小学校長であった宮良長包が 1919 年に作詞作曲した《発音唱歌》に注目し、その歴史的位置を明らかにしようとするものである。

このことを課題とするのは、沖縄県知事をはじめとして大和人が沖縄県庁の上層部に就く統治構造のなかで、沖縄の人々に日本語（普通語、標準語）を話すようにさせることが、近代沖縄における教育政策および実践の論点となり続けたことによる。日本語を話すようにすることばの教育は、小学校を核として行なわれ、それは国語科（あるいは前身にあたる会話科、読書科など）にとどまらず、あらゆる教科や行事<sup>1</sup>など、学校全体で担われていた。なかでも唱歌科の要旨は「唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ（後略）」<sup>2</sup>と定められていたように、歌詞を唱えるという点でことばの教育と深く関係していた。事実、「読方教授及唱歌教授ノ際発音ノ矯正ニ注意スルコト」<sup>3</sup>と、ことばの教育において国語科の一部である読み方と並んで唱歌科に言及した史料を見出すこともできる。

発表者の一人である近藤は、三木健や大山伸子による研究に導かれながら<sup>4</sup>、すでに《発音唱歌》に注目した論考を発表し、沖縄の子どもたちが日本語のみで話すという目標に向けて、無理なく発音を矯正しようとする方法として、宮良長包がそれを作詞作曲したことを明らかにしている<sup>5</sup>。しかし、前稿においては低学年の児童に対することばの教育や唱歌教育からの分析が不十分であったことに加え、《発音唱歌》に関する作品様式の分析がなされていなかった。そこで、以下の構成でそれらの諸点から改めて《発音唱歌》に関する分析を行ない、その歴史的位置をより鮮明にしていきたい。

（本発表の構成）

はじめに

#### 1、発音矯正という教育課題の位置と展開

（1）低学年児童に対することばの教育

（2）唱歌教育とことばの教育

#### 2、宮良長包作詞作曲《発音唱歌》の様式—大山伸子による採譜と安里永二の実践<sup>6</sup>

おわりに

<sup>1</sup> 子どもたちが日本語で発表する機会を設ける「生徒談話会」や「父兄懇談会」など。

<sup>2</sup> 1900 年 8 月文部省令第 14 号「小学校令施行規則」第 9 条第 1 項。

<sup>3</sup> 「普通語ノ励行方法答申書」、『沖縄教育』第 103 号、1915 年 9 月、65 頁。

<sup>4</sup> 三木健『宮良長包—「沖縄音楽の先駆」』ニライ社、2002 年。大山伸子『宮良長包作曲全集』琉球新報社、2003 年。三木健・大山伸子『宮良長包著作集』ニライ社、2004 年。

<sup>5</sup> 近藤健一郎「宮良長包作詞作曲『発音唱歌』（1919 年）とその周辺（上）—仲西尋常高等小学校長期の教育論を中心に」、『南島文化』第 28 号、2006 年。近藤「同（中）—宮良長包の教育論考に注目して」、同上誌第 29 号、2007 年。近藤「同（下）—発音矯正教育に関する歴史的視点から」、同上誌第 31 号、2009 年。

<sup>6</sup> 前掲、大山『宮良長包作曲全集』16・18 頁。安里永二「本県児童と言葉の指導に就いて」、『沖縄教育』第 238 号、1936 年 6 月、41~42 頁。

## 幻の古謡（浦添沢岬で謡われていたアマウエーダ）の再現の試みとその活用について

國吉 清（沢岬アマウエーダ同好会事務局）

アマウエーダはクェーナに分類され<sup>1</sup>伝承地域も沖縄本島を中心に散在し生活体制（漁労、稲作、雨乞い、航海、船造り、家づくり、機織りなど）にかかわる村落共同体の繁栄や幸福を連続的、進行的に叙述する叙事的歌謡である<sup>2</sup>。

分布は、浦添市西原・沢岬、玉城村百名・仲村渠の他に、沖縄本島では豊見城（田の祝いの歌）、真和志間切識名村（種子取の時のアマーオエーダ）、東村平良（田ぬうむい）、国頭村安田（田の祝いのクェーナ）、国頭村比地（天人の教）、などが見られる。その他、伊是名村、伊平屋村には田植えの儀礼を謡った歌謡（ティルクグチ）が多数見られる<sup>3</sup>。

発生については、その形態からかなり古くオモロに先行する<sup>4</sup>。その分布状況から薩摩侵入以前である<sup>5</sup>。種子播きの基準日や月ごとの作業、生育の様子 of 明示等の時系列的な表現に経験的知識が表されていることから、各種の農書に見られた近世半ば以降の実践的な知識が基になっているとしその発生を示唆している<sup>6</sup>。

浦添沢岬では、大正の頃にはアマウエーダ（以下、沢岬アマウエーダとする）は水田のある農家の戸主（男性）が村屋に集まって謡われていた<sup>7</sup>が、第2次大戦を機に謡われなくなったとされている。その経緯や背景等の詳細については不明である。沢岬アマウエーダの原謡は山内<sup>8</sup>により記録され残されているが、再現に不可欠な音源については、山内自身が「採譜採録したが大戦で譜を失った」と述べているように入手がすることができなかった。

演者は、平成24年に沢岬アマウエーダに接する機会を得て沢岬に思いの強い方々と再現の試みを開始した。しかし、アマウエーダを謡える人はすでに存在しない状況であったが、幸いにも親族が謡うのを記憶している方や沢岬アマウエーダに憧憬の深い方がおり、それらの情報を頼りに発声や謡い方等を検討した。現在、自治会主催の敬老会において舞台公演しながら再現の試みを続けている。今年で5年目を迎えるが、沢岬アマウエーダが謡われていた当時と社会環境が著しく変化した現在、再現が地域にとってどのような意味があるのかを考えながら「再現と活用」の試みを続けている。

今回は、その経緯と今後の課題について紹介したい。

1 外間守善・玉城政美編「南島歌謡大成 I 沖縄篇（上）」角川書店 1980

2 外間守善・波照間永吉編著「定本おもしろさうし」角川書店 2002

3 注1) に同じ

4 注2) に同じ

5 服部四郎・仲宗根政善・外間守善編「伊波普猷全集 第5巻」平凡社 1974

6 名護市教育委員会「名護市史叢書・15 やんばるの祭りと神歌」1997

7 沢岬字誌編集委員会編「字誌たくし」1996

8 山内盛彬「琉球王朝秘曲の研究」：山内盛彬著作集 第2巻 沖縄タイムス 1995



## 開拓集落における芸能の継承と創出

—石垣島北部明石集落を事例として—

草山 洋平 (流通経済大学)

宜保栄治郎はエイサーの起源について念仏踊りから生まれ、勇壮な民俗芸能へと移り変わったと考察した<sup>1</sup>。念仏踊りの由来を探れば、エイサーは袋中上人から一遍や空也まで遡ることができるだろう。芸能的な形態から見れば移住者によって沖縄へと伝播したものとも考えられよう。これは八重山地域でも同様である。『エイサー360度 歴史と現在』(1989)では八重山諸島のエイサーとして石垣市二葉青年会エイサーと与那国島のエイサーが紹介されている。二葉青年会エイサーについては「エイサーは今から二七年前に青年会会員の中の与那国出身者達から習って始めたのが起こり」とされており、島外からの移住者によってもたらされたことがわかる。また与那国島のエイサーについては、初めて踊られたのは昭和の初頭であり、昭和天皇の即位を記念して催された芸能発表会の演目の一つとして桃原集落の若者たちによって踊られたとされている。その桃原エイサーは嘉手納町野国、または読谷のエイサーとされる<sup>2</sup>。

現在、石垣島で行われているエイサーは管見の限りでは先出の二葉青年会に加え、野底の栄集落と北部の明石集落の3例である。これらの集落は開拓集落であり、他地域からの移住者により集落が拓かれた。そこから考えてみると、石垣島のエイサーは移住や移民といったディアスポラの視点からも考察できるのではないだろうか。

本発表では石垣島北部の明石集落を事例として、移住によってもたらされる芸能の継承と変化について考えたい。

明石集落は1955年に沖縄本島を中心とした13地域から63名の移住者によって開拓された集落である。入植後3年で青年会によるエイサーが開始されるが、入植30周年を転機として読谷村楚辺からエイサーを習い現在のエイサーを確立した。現在行われているエイサーの定着の過程を、集落の歴史と共に概観することで、複数の生活習慣が融合するなかで、一つの芸能としてまとめられていく過程を整理したい。

さらに、現在行われている明石集落のエイサーと読谷村楚辺のエイサーを比較することで、芸能の継承と創出について考察したい。集落の人々は教えられたエイサーを忠実に継承しつつも、新たな曲目も付け加えている。主に継承される元の曲目の歌詞と、継承先の曲目と歌詞に着目し比較することで、移住した人々はエイサーという芸能のなかで、沖縄本島より何を引き継いだのか、また集落の開拓者として何を創出したのかを考察したいと考えている。

<sup>1</sup> 宜保栄治郎『エイサー 沖縄の盆踊り』那覇出版社 1997年

<sup>2</sup> 沖縄市企画部平和文化振興課 『エイサー360度 歴史と現在』 沖縄全島エイサーまつり実行委員会 1998年

## 近世琉球期における仏教と首里王府・国王家の関係性の一考察

田丸 尚美 (沖縄文化協会会員)

琉球王国時代の仏教については、民俗学や歴史学の分野で個別に議論されることが多く、またそれらの議論の中でも琉球における仏教のさらなる研究の必要性が指摘されてきた。このような状況に対し、琉球仏教の全体像については知名定寛氏が議論しており、著書『琉球仏教史の研究』(榕樹書林、2008年)では近世琉球期の仏教について、いくつかの例外を除き、僧侶は首里王府によって宗教的官吏に位置付けられ、禅宗と真言宗の二宗体制が確立したと指摘している。

本発表では、琉球で記述された史料が比較的豊富に残存している近世琉球期に焦点を当て、史料中の記述に反映された王府の意図と仏教に期待された役割や機能、またそれに対し組織を運営するための方策について整理する。そのうえで、記述に見られる様相の変化を踏まえ、首里王府及び第二尚氏王統と仏教がどのような関係性を構築したのか検討を行うこととする。

17世紀から18世紀に琉球で編纂された文書類などの史料を中心に概観すると、首里王府が托鉢・勧進の禁止や出家資格、国外の修行地と期間について制限するなど、活動内容や組織体制の規定を設けたことが確認できる。その一方で各寺院の改修や第二尚氏王統の祖先祭祀、年中行事、国王家の人生儀礼に関わる宗教集団・施設として改変も行われていた。また寺院や仏像などに対して霊験を強調する記述もあり、信仰対象としての機能を首里王府が追認している。つまり、近世琉球期の仏教は首里王府からの影響を多大に受けその管理下に置かれることになったが、同時に宗教的機能を期待されていたことが見受けられる。

また豊見山和行氏は、著作「琉球の王権儀礼 祭天儀礼と宗廟祭祀を中心に」(赤坂憲雄編『〈叢書・史層を掘る〉Ⅲ 王権の基層へ』新曜社、1992年)において、近世琉球期における先王崇拜の展開の背景に、古琉球的祭祀形態から新たな儀礼体系を創出することにより王権強化をはかろうとする王府の意図が存在したことを明らかにした。そして王府が17世紀後半から禅宗寺院に安置される先王神主を秩序化し、先王崇拜の儀礼体系を構築したと指摘している。新たに構築された儀礼体系に仏教も組み込まれたのである。

したがって、首里王府による仏教への一連の規定・制限は、王権を強化する宗教論理としての役割の特化と、その受け皿となる宗教組織として整備することを目的としていた可能性がある。すなわち、先行研究で指摘されるような首里王府に対する仏教の従属的立場はこのような王府の意図により作り出され、またその状況の素地には、普遍宗教としての深化・成熟が問われなかった琉球の社会状況も背景にあったと言えるのではないだろうか。

また仏教側の自主性の問題や遊行芸能者、民間信仰などの問題については、今後の課題として検討しようと考えている。

## 近世先島における女性と役人との関係について

### —文献史料と古歌謡からみる呼称と実態—

伊佐 知弥子 (琉球大学大学院)

近世の先島には、村役人の世話役の女性である賄女や、沖縄本島から派遣された在番及び同筆者、詰医者のお世話役を担った旅妻とよばれる女性たちがいた。彼女たちは役人の身の回りの世話を申し付けられた立場から、妾や現地妻的な性格も持ち合わせており、それによる貢納物や労働の免除、生まれた子どもの身分的優遇などがなされていた。

女性と役人との関係については、島の共同体が特権的立場にある彼女たちを地域社会に取り込んでいく様子や、家譜史料に表れる彼女たちの立場とその実態についての整理と検討が行われている。また、このような女性たちの姿は先島において宮古・八重山民謡につながる多くの古歌謡の題材となっており、主に「安里屋ユンタ」を題材に、特権的立場を得ても役人の支配下におかれていた女性たちの悲劇的な一面について言及されている。しかし、これらの研究で用いられている賄女・旅妻の呼称は、引用する文献史料や歌謡により一貫しておらず、文書の現代語訳においても呼称と実態のずれがみられる。首里王府が先島へ布達した諸文書では、賄女と旅妻が明確に区別されているが、その他の家譜史料では、王府が規定するそれと異なる立場の女性たちが同様の名称で記録されている事例がある。さらに、先島諸島の民謡や伝承では、賄女・旅妻にあたる女性を「うやんまー」、「ウエンマ」と呼んだり、旅妻を沖縄本島と先島を行き来する船の船頭の現地妻だと伝えたりしている例もある。このように、呼称と実態が一致しない状況のなかで女性と役人との関係についての検討は進められており、そのため、それぞれの立場にあった女性たちの実態や女性像が曖昧にされている状況である。

本報告では、首里王府が規定する賄女・旅妻の立場を軸に、家譜史料等にみられる呼称と古歌謡に描かれている女性と役人の姿を洗い出し、彼女たちの立場を整理することで、近世の先島諸島の女性と役人との関係について検討を進めたい。文書史料に関しては、首里王府から先島に布達された規模帳・公事帳と家譜史料における賄女・旅妻の呼称の比較と再検討を行い、古歌謡からは王府の行政文書では見えにくい百姓側が持っていた賄女・旅妻イメージについて考えたい。民謡および古歌謡を史料として用いることは、歌の成立年代や視点が不明瞭な部分が課題である。しかし、歌謡に描かれる女性の様子とその歌の持つ意味や伝えられ方に着目することで、王府だけでなく島の村社会における女性たちのイメージに近づくことができると考えられる。女性自身が記録する主体ではなかった近世において、賄女・旅妻の女性たちの実態を把握できる史料は限られているが、これらの検討を通して、残された記録を彼女たちの立場から読み直す視点を得たい。

## 運送馬艦船の基礎的性格の検討

### —漂流・漂着記録を事例として—

三枝 大悟（糸満市教育委員会）

18世紀末に薩琉間航路に参入した、琉球国の大型船「運送馬艦船」は、楫船に匹敵する大きさを持ちながら、民間所有船のチャーターにより運航されたことが知られてきたが、搭乗者や運航の様子に言及する先行研究はごく限られる（深澤 2010 など）。本発表では漂流・漂着記録を用いて、搭乗人数や積載貨物、中国に漂流した際の対策など、運送馬艦船の基礎的な性格を指摘する。

運送馬艦船の漂流・漂着記録は『中山世譜』に見られるが、その記述は簡潔で、編さんの過程で様々な情報が省かれている。一方、清代档案や『歴代宝案』所収の文書には、中国に漂着した琉球船の記述が豊富に収録され、各船の搭乗人数・積載貨物・航海の目的・出港／漂流／漂着年月日など、詳細な情報が記録される。しかし、運送馬艦船は薩琉航路を航行する事実を中国側に隠ぺいしなければならない特性から、中国側が作成した史料には漂着船が運送馬艦船であることは記されない。そのため、中国側・琉球側双方の史料を照合することで、運送馬艦船漂着の事例を抽出した。また、日本に漂着した運送馬艦船の事例も加え、一覧表を作成して分析した。結果は次のとおりである。

#### ①船体規模

3隻の数値が判明し、いずれも楫船に匹敵もしくは次ぐ大きさである。ただし、すべてが同一の規格で造船されてはいない。

#### ②貨物・装備

主な貨物として、那覇から薩摩へは黒砂糖が、薩摩から那覇へは茶・タバコ・穀物などが運ばれた。装備には「杉板小舟」と「独木舟」の2種類の小舟がみられ、漂流時には救命ボートとして用いられる事例があった。

#### ③搭乗者の人数

船方の人数は時期や船によって差があり、断定はできないが、25人～30人程度が搭乗することが多い。また、医者や僧侶などの乗客があり、より大人数が乗船している事例がある。

#### ④船方の出身地構成

町方、特に那覇出身とされることが多い。慶良間諸島など島嶼地域出身者もいるが、楫船・進貢船の事例と比べると（真栄平 2005、深澤 2010）、全体に占める割合は低い。船主が町方出身であることが影響している可能性がある。

#### ⑤日琉関係の隠ぺい

漂着琉球人が中国側に目的地・出航地を偽る例が多く、日琉関係の隠ぺいに強い実効性を有していた。ただし、虚偽の申告は全くのたがひではなく、実態に即した内容を選択した可能性がある。

以上のように、これまで知られてきた①②についての具体的な事例を挙げるとともに、民間所有船であることに起因するであろう③④・中琉関係を浮き彫りにする⑤の傾向を指摘することができた。

ただし、『中山世譜』には「馬艦船」とのみ書かれた漂流事例が数多くある。日本国内にある漂着地側の記録との照合により、運送馬艦船の漂着事例はさらに増える可能性がある。今後明らかになる他の運送馬艦船の事例を、本発表で取り上げる事例とあわせて検討することで、より明確な運用実態を浮き彫りにできると考える。

## 「屏藩」か「藩屏」か—呼称からみる19世紀琉球の「藩」意識

伊藤 陽寿 (至誠館大学)

本発表は、琉球の「藩」意識を切り口として、琉球による各国への対応を見て行き、同時に、1872年から1875年までの琉球藩の位置付けについて新たな光を当てることを目的とする試論である。

「藩」はもともと、中国において古代の封建制を示すために使用された用語であるとされている。時代が下るとそれは、モンゴルなど理藩院管轄下の地域を指したり(藩部)、隣接する諸地域や朝貢国を指すものとしても用いられた。

日本においても、こうした中国の思想が輸入され、「藩」は主に漢学や国学のなかで用いられる用語となる。そして版籍奉還や廃藩置県によって、旧大名領を指す行政単位として位置付けられるようになる。

いっぽうで、中国王朝(明・清)や日本と君臣関係にあった琉球においても、朝貢国という意味での「藩」が意識されていた。18世紀以前において琉球は、主に中国王朝への進貢の際に「藩」を名乗り君臣関係を明示したが、19世紀に入ると、来琉する西洋船に対し「藩」を自称するようになる。なかでも、1844年のフランス船アルクメーヌ号来琉の際に、フランス側の要求を牽制する必要から、中国との関係を「屏藩」という呼称を使用することで明示するようになり、それ以後、「屏藩」は西洋側の要求を回避する常套文句として多用されることとなる。

また「屏藩」は、西洋諸国との外交交渉以外の場でも使用されていた。それは主に、西洋人によって「他国人」と見なされた閩人三十六姓について説明する際や、中国への朝貢品の変更を議論する際にも用いられるなど、琉球の出自や立ち位置を西洋や中国に示す際に使用されたのである。

翻って、日本では18世紀以降、もともと薩摩の「附庸」であるとされていた琉球を「藩国」と見なし、位置づけることがあった。

18世紀後半になると、そうした考え方が国学の思想と結びつけられて語られるようになる。日本と琉球の「由緒」が「為朝伝説」などを通して広く語られるようになることで、次第に琉球を日本の「属国」とする見方が広がったのである。

さらには、日本の海防に関わる沿海地域から生まれてきた「藩屏」の思想が国学のなかで琉球に適用されたことで、19世紀前半に、琉球は「皇国の藩屏」と説明されるようになる。

そして、こうした思想の影響からか、1872年に出された明治天皇の勅詔に「藩屏」と明記されることで、琉球藩が誕生することになるのである。

だが、日本によって「藩屏」と位置づけられ琉球「藩」となった後も、琉球は依然として中国との関係を継続しており、「屏藩」であることに変わりはない。そのため、中国への進貢が禁止される1875年までの琉球藩は、中華の「屏藩」と同時に、皇国の「藩屏」でもあるという、「二重の意味での藩」であったとみることが出来る。

この視点から、1879年に完了する「琉球藩処分」は、「藩屏」が「屏藩」を呑み込んでいった結果であると位置付けることが出来るのである。

## 与論島のシニユグ<sup>ユングトゥウ</sup>寿詞考

—琉球と薩摩の間で—

源 園生 (國學院大學大学院)

シニユグ(シニグ・シヌグ)祭りは沖縄本島の北部と奄美群島南部を中心に行われる。与論島のシニユグは、二年に一度旧暦7月16日から2日~4日間行われ、「豊作祈願を主に災厄祓いを兼ねた祭り」(栄喜久元『与論島の民俗』1964 自家出版)とされる。祭りは、渡島してきた同族と伝わる祭祀集団「サアクラ」によって実施され、その「神道<sup>かみみち</sup>」と「御願所」と「構成員」をたどれば隆起珊瑚礁から成る無人島であった与論島の島建てがわかるとされている。明治初期までは全島で盛んに祭りが行われ30か所程のサアクラが判明している。しかし2017年に祭りの実施が確認できたのは11か所であった。

シニユグ祭りは1871(明治4)年、神仏分離令により廃止されたものの、十数年後から未曾有の早魃、暴風、疫病、火事が相次いで繰り返し起こり、シニユグ祭りを行っていない祟りであるとの島民の畏怖により1899年に復活された経緯がある。また「自分の関係しないサアクラへは決して足を踏み入れてはならない」とされているものの、神道<sup>かみみち</sup>を祓い、サアクラを建て、神酒を供え、男の子による家打ち<sup>キアウ</sup>祓<sup>ハレヒ</sup>を行い、根石の前で太鼓・歌・三線・踊を奉り、神送りをする儀礼の方式は全サアクラでほとんど差がない。しかし、一つ一つの場面や所作においては違いがみられ、2014年以来の報告者の調査で最も強く後世の変容からの差異であろうと観察されたのが「寿詞<sup>ユングトゥウ</sup>」であった。

本報告では三つのサアクラの事例から、寿詞の本姿と変容の経緯を考察していく。

- ①ニッチェーサアクラ：15世紀以前に来島と推定されており、島内最大の祭祀集団。
  - ②ホーチサアクラ：1525年首里王府から渡島と伝承、政治・文化の中心を担ってきた。
  - ③ハニクサアクラ：ホーチサアクラからの分派。ノロ祭祀が昭和初期まで行われていた。
- 寿詞(祝詞)は、①②③ともシニユグ神を迎え寿ぐ主意は同じであるものの、表現する詞はかなり異なっている。①は日本神道からの影響が大きく、②は与論方言古来のユングトゥウ(寿詞・誦言)が残されており、③は琉球神女の神口が色濃く反映されている。

1609(慶長14)年の島津の琉球侵攻により、薩摩藩に割譲された与論島は、明治維新の改革を率先して推し進めていた薩摩藩すなわち鹿児島県下にあつて、激しい廃仏毀釈が行われ、日本神道へと変貌していった。早魃、暴風、疫病、琉球から薩摩への割譲、神仏判然令によるシニユグ・ウンジャンの禁止、戦争、米国統治下、日本復帰、そして高度成長期の生活様式の変化および方言消滅危機を越えてなお、人々の心の支えであったシニユグ祭りの<sup>ユングトゥウ</sup>寿詞を考察していく。

## 儀間比呂志，赤松俊子の絵本にみる「南」へのまなざし

齋木 喜美子（関西学院大学）

従来の日本教育史や児童文学史研究では、委任統治時代の「南洋群島」と日本の関わりは南進論の文脈で語られることが多く、南洋を題材とした当時の教育内容や児童書・絵本出版については批判的に論じられる傾向があった。とりわけ絵本が、「南洋は未開で野蛮な地域」というイメージを子どもたちに流布し、遂に戦意高揚の教育に加担したことは看過できない重大な問題であった。そのため、「南洋群島」を生活の場とした画家たちの絵本に見られる文化継承の文脈は、ほとんど研究対象とされてこなかった。当時の画家たちが、いわゆる彩管報国の一端を担っていたことは事実であるが、戦前の日本と南洋との関わりは南進論だけで一括りにできるものではない。とりわけ移民を多く輩出した沖縄において、南洋から戦後引き揚げてきた人々がもたらした文化資本は、戦後文化史のルートの一つとして視野に入れる必要があるのではないだろうか。

2013年の沖縄文化協会研究発表会において、発表者は絵本作家・儀間比呂志（1923-2017）の初期の作品から現在までの創作活動をテーマごとに分類して考察し、儀間の描く絵本の表現の特質と多様性、想定されうる研究の可能性について報告を行った。その際に提起した研究課題の一つが、儀間の創作に影響を与え、作品を生み出す土台となった南洋体験の意味を問い直すことであった。

沖縄→南洋群島→本土と身体的には移動を重ねながらも、儀間の根底に常にあり続けた「南」へのまなざしは、戦前から戦後の文化の連続性を示す貴重な事例だと考えられるからである。

また発表者は儀間に着目するとともに、儀間と同じく「南洋群島」を生活の場とした経験があり、後に沖縄を題材とした絵本の制作に携わった画家・赤松俊子（丸木俊・1912-2000）にも注目している。赤松はゴーギャンの描く「南」のイメージに魅せられて南洋に渡った芸術家たちの流れを汲む作家の一人である。赤松の南洋体験が沖縄への視点と合わさったときに生み出された芸術様式は、果たして戦後の日本ではどう位置づいていったのだろうか。儀間が終生沖縄を題材とした絵本を制作し続けたのに対し、『原爆の図』で著名な赤松は、さまざまな社会問題をテーマに絵本を制作した。両者には、一見すると「沖縄戦」を題材とした作品がある以外に共通性はないように思われる。しかし彼らの作品には南洋文化や自然の影響を受けた色彩や構図、自由で豊かな人間性を描いたテーマが看取でき、その価値は現在にも引き継がれている点に共通性が見いだせる。彼らの「南洋群島」での体験がもたらした表現の特質や「南」への志向が、絵本にどう表れているのか、今回の発表では、彼らに通底する絵本の仕事を具体的に検討してみたい。

## 出来事を生きなおす

### ——思考の現場における「沖縄の記憶」——

山本 真知子（国際基督教大学大学院）

私たちは、基地の島・沖縄で起こったある日の出来事を「点」として語ったり、それがなぜ起こってしまったのかを解明するために歴史をさかのぼって時系列にそって関連する事象を並べて説明したりすることには慣れている。マス・メディアもそのように報じることが多い。だが、このように出来事について語ったり解説したりするとき「事実」だけを並べていくのは、経験を秩序づけられた歴史に回収することに他ならない。そこから抜け落ちてきたのは、私/私たちがどのようにして出来事を生きなおしてきたのかということだったのでないだろうか。

ミシェル・フーコーが見据えていたのは、出来事のある主体に還元し、過ぎ去った時間に封印していく力であり、その作用によってもたらされる、政治的なものとしての「出来事」であった<sup>1</sup>。つまり出来事は、「権力への意志」によってあたかも「偶然の結果」であるかのごとく語られ、さらにその重層性や共時性は、非連続性を強調する言説の流通によって後景化してきたのである<sup>2</sup>。沖縄において米軍基地・軍隊関係の事件や事故が起こって、私たちがそれらについて一時的に詳しくなることはあっても、他の事象や他者と新たな関係を結ぶ回路を断たれているのは、こうした不均衡な力関係のなかに身を置いていることが関係しているといえるだろう。その一方で、聞き届けられないまま、遠く離れた時空間に留め置かれ堆積してきた声なき声は、私たちのもとにその「残響」を送り届けつづけていると、村上陽子（2015）はいう。

村上によると、「想像することを通して創造される文学の言葉」には、「歴史学や社会学などの実証的な研究からはこぼれ落ちてしまいがちな、語られない記憶や痛みが内包されている」<sup>3</sup>。さらに、そうした文学の言葉は「記憶や体験が受け渡されるきわめて小さな、しかし複数の回路を示して、国家の原理や大きな物語に回収されることへの抵抗につながっていく」可能性を孕んでいるという<sup>4</sup>。したがって、次のように問いを立てる必要があるだろう。「他者」の痛みへの共振が、なぜ文学では可能であるが、歴史学や社会学では不可能性としてあらわれる傾向が強いのか。これに対する一つの応答として、ここでは、想像力を介して作り出される思考の現場から再考していく。

本報告は、「想像する」というプロセスの重要性を確認することを通して、繰り返し到来している出来事への共振性に、「沖縄の記憶」の継承の在り方を確保していくことを目的としている。「他者」によって生きられた出来事を、自らの経験を介して語りなおしていく過程に着目するのは、〈いま・ここ〉において「私」によって生きられている出来事が、どのようにして「他者」の記憶によって意味づけられているのかを明らかにするための試みでもある。

<sup>1</sup> ミシェル・フーコー（2006a）『フーコー・コレクション3 言説・表象』小林康夫・松浦寿輝（訳）筑摩書房：372頁。ミシェル・フーコー（2006b）『知の考古学』中村雄二郎（訳）河出書房新社。

<sup>2</sup> ミシェル・フーコー（2006a）『フーコー・コレクション3 言説・表象』小林康夫・松浦寿輝（訳）筑摩書房：371頁。

<sup>3</sup> 村上陽子（2015）『出来事の残響——原爆文学と沖縄文学』インパクト出版会：11頁。

<sup>4</sup> *ibid.*



## 島尾敏雄と「沖縄県」—昭和50年代の沖縄滞在資料から

小嶋 洋輔 (名桜大学)

島尾敏雄と琉球弧の問題を研究する際、P・ブルデューが『芸術の規則 I・II』(1995・1996)で用いた「文学場」理論は有用である。ブルデューのいう「場」とは、一定の自律性を持って社会的に構造化された空間である。「場」の参加者たちは、その「場」特有の文脈でのみ通用するコードに基づき、「場」内の権力や高い価値を求めて互いに差異化の闘争を繰り返す。こうした諸関係のシステムを文学において見いだしたのが「文学場」といえる。

ひとりの人間である島尾敏雄と、その島尾が書いた小説、エッセイ、批評などのテキストを中心とする琉球弧における島尾をめぐる空間は、まさしく「文学場」としてあったといえる。とくに「復帰前後の沖縄県」との接続は興味深い。こうした「場」の気づかれてこなかった構成要素を増加させるだろう資料が、かごしま近代文学館に所蔵されている。この調査は目下の大きな課題となる。かごしま近代文学館所蔵資料とは、2011年(平成23)年島尾伸三氏の計らいにより、寄贈された15,150点に及ぶ資料である。

また、さらに島尾を研究する際に注意しなければならないのが、島尾という作家が「私」の小説化を企図した作家だということである。そのために島尾は小説の前段階になる日記や夢日記を詳細に作成している。「事実」と「虚構」の抽象化が島尾の小説の特徴だとすれば、その小説の読解にも先の資料の分析は必須の作業となる。

こうした研究姿勢のもと本発表では、これまで言及されることの少なかった奄美から離れた島尾敏雄と「沖縄県」について、新資料を紹介するかたちで、その相対化・歴史化を進めたい。

島尾敏雄は昭和50(1975)年、およそ20年続いた奄美大島での生活を終え、鹿児島県指宿市に移住する。その後、昭和61(1986)の死に至るまで鹿児島県内を中心にその居を変えてゆくのだが、毎年「沖縄県」を訪れるということは変わらなかった。それを大別すると、昭和50年から新沖縄文学賞の選考委員として毎年夏に那覇に滞在することと、避寒のため長期にわたって那覇に滞在することの二種に分けられる。そして今回、かごしま近代文学館の所蔵資料のうち日記などの「自筆資料」629点のなかに、昭和50年代の那覇滞在時の日記4点と出納帳的なノートを1点があることを発見した。すなわち、昭和52(1977)年12月22日から昭和53(1978)年4月24日の日記帳、昭和55(1980)年2月23日から3月16日の日記帳、昭和56(1981)年2月1日から3月9日の日記帳と出納帳、昭和58(1983)年1月29日から2月24日の日記帳である。とくに4ヶ月にも及ぶ1977年から1978年の滞在日記は記述された頁が76頁にも及び、島尾が切り抜いた新聞記事も多く挟み込まれている。

本発表では、この4冊の日記帳の分析を行い、島尾敏雄という「場」を構成する断片を増やすことを目的としたい。なお本発表は、JSPS科学研究費補助金(基盤研究C・課題番号16K02413)の成果の一部である。

## 琉球ガラスの文化史

清水 友理子（一橋大学大学院）・吉川 秀樹（沖縄県立芸術大学）

沖縄で生産している「琉球ガラス」を、「沖縄の文化」としてみなすことは、近年になってようやく行われてきたと言えるだろう。「戦後の焼け野原のなか、米軍の捨てたコカ・コーラボトルを再溶解してガラスを作った」というストーリーは県内外でもマスメディアを通じて知られるようになってきた。戦後沖縄のなかでガラス製造は、定義を問う隙を与えられずに時代の変化へ柔軟に対応することを優先して求められてきた。

戦前、戦後占領期、復帰後を通して、沖縄で生産されるガラス製品は形や色、原料などをドラスティックに変化させてきた。そのデザインを見れば、アメリカ世、日本世の変化によって変わる客層のニーズに合わせて商品を生産することが、経験的に選択された産地における生存戦略であったことがわかる。

現在、琉球ガラスは沖縄の工芸の生産の21%を占めるが、多くのものは、観光土産品としての扱いが主である。沖縄県の助成金を利用しながら組合・作り手らによってブランド構築事業「沖縄工芸ブランド強化事業」が行われている。これは芸術品・工芸品としての付加価値、もしくは県内需要を高め産地の基盤を強化する取り組みでもある。

本報告では、その事業を通して行われた調査によって得られた、沖縄でのガラスの製造と使用の初期の歴史に関する資料と、現在活躍する職人へのインタビューを通して、いかにして沖縄に吹きガラス産業が興り、戦後占領期と本土復帰を経て展開していったのか明らかにする。同時に、沖縄の地場・伝統産業における琉球ガラス産業を位置づけることを試みる。

これまで琉球ガラスに関する先行研究は、沖縄のガラス製造の技法を「吹きガラス」技法とし、「宙吹法」「型吹法」の2方法があるとしているが、明治中期に「吹きガラス」技法が存在していたことを示す報告は確認できていない。また明治中期から大正頃までの新聞や統計、文献資料においても、当時の沖縄におけるガラスの技術や技法、原料についての詳細な記述を確認できていない。

今回の調査における重要な成果の一つは、明治43年に沖縄において少なくとも一カ所のガラス製造所が存在していたことを示す新聞公告が確認されたことである。明治43年11月11日付けの『沖縄新聞』において「沖縄硝子製造所」の「創設」についての「廣告（公告）」が掲載されている（資料2）。記述には「今般沖縄硝子製造所を創設し最も上等の原料品と老練なる職工数名を雇入第一着に「ランプ」「ホヤ」製造仕候処品質佳良にして価格低廉内地輸入品に優ること」とある。これは沖縄におけるガラスの製造が少なくとも100年の歴史をもつことを示す資料といえる。

## 八重山郷友会における郷土芸能と故郷の構築について

——1980年代「東京八重山郷友会」の活動を中心として——

桃塚 薫 (拓殖大学)

### 1. 目的

本発表の目的は、本土における八重山郷友会の郷土芸能活動を通じて、八重山出身者そしてその子孫の人々が本土での「八重山」をどのように構築していったのかについて明らかにすることである。

発表者はこれまで八重山という地域に焦点を絞り、本土在住者や本土出身の八重山居住者が、八重山古典音楽（唄三線）の学習を通じて複数の「八重山イメージ」を形成する過程に着目してきた。しかし、1990年代のいわゆる「沖縄ブーム」以前の本土における八重山の郷土芸能に関しては、1928年の八重山芸能団東京公演を除いて、社会科学研究で言及されることは少ない。桃塚（2017）は、本土復帰後から1980年代の九州八重山郷友会の活動について考察したところ、郷土芸能活動（学習・公演・聴取）は、参加者の故郷での共同体の維持、郷友会における新たな関係性の構築、対面的相互作用を超えた「想像の『八重山』共同体」の形成に重要な役割を果たすことが明らかになった。そこで本発表は同時期の東京八重山郷友会に着目し、郷土芸能が上記3つの特性にどのように関与するのかについて考察する。

### 2. 方法

東京の八重山郷友会創立60周年記念誌として発行された記念誌『八重山』（東京八重山郷友会創立六十周年記念誌編集委員会 1986）の内容分析を中心とする。同誌は、同郷友会会員や八重山関連の各種団体関係者による寄稿、ならびに60周年の集会の写真によって構成されている。これらの記事には同会の郷土芸能活動（八重山古典、ならびに明治維新後の作曲家宮良長包）に言及する記述が多数含まれる。なお、分析に際しては、同時代の他の郷友会資料を併用し、当時の活動を知る関係者へのインタビューも行う。

### 3. 結論

明らかになったのは以下の点である。主に八重山1世を中心とする人々は、同会の郷土芸能活動を通じて故郷での人間関係を維持し、新たに発展させていった。また彼らは、「想像の『八重山』共同体」を形成するだけではなくそこから分化していくことが分かった。すなわち、従来同会のヘゲモニーを握るのは石垣島の中心部（四箇字）出身者でありその他の地域の出身者は周縁におかれる傾向があったが、郷土芸能の発展にはそれぞれの地域が等しく尊重されるべきであるという主張もなされた。八重山を琉球と対比して論じる視点は明確には現れなかった。

### 4. 参考文献

東京八重山郷友会創立六十周年記念誌編集委員会 編，1986，『東京・八重山郷友会創立60周年記念誌』，東京・八重山郷友会。

桃塚薫，2017，「八重山郷友会における郷土芸能と故郷の再構築について——本土復帰後の「九州バガースマの会」の活動を中心として——」，沖縄文化協会2017年度公開研究発表会 報告配布資料（2017年6月24日）

## パイン産業にみるアジア太平洋の島嶼部の自立について

—ハワイ・台湾・沖縄の結びつきを中心に—

八尾 祥平 (神奈川大学)

本報告では、パイナップル産業がハワイから台湾経由で沖縄へと伝播した歴史的な過程を検証する。これまでパイン産業の歴史はひとつの地域史の枠組みで研究がなされてきた。これに対して、本論文では、複数の地域、あるいは、帝国を越えて、パイン産業が世界各地の植民地間を伝播するに伴って起きたモノと人の国際移動に着目して分析を行う。

本報告では、パイン産業の国際移動は、アジア太平洋地域の地域秩序の変動に大きな影響を受けていたことを明らかにする。まず、19世紀後半にハワイ王朝はアメリカによって、琉球王朝は日本帝国によって一方的に「併合」され、さらに日清戦争後には台湾が日本帝国の版図へとつけ加えられた。こうした列強によるアジア太平洋地域の島嶼への植民地支配をきっかけとして、台湾・ハワイ・沖縄・中国・日本の間で人とモノの移動が新たに生じた。20世紀初頭にアメリカの准州であるハワイで近代的なパイン産業が成立し、パイン缶製造のためのパイン生産の担い手の主力は日系人・沖縄系人であった。1920年代頃から、台湾総督府が主導し、ハワイの日系人・沖縄系人を介して植民地台湾でのパイン産業の近代化が進められるようになり、1930年代には台湾から沖縄へパイン産業のノウハウが台湾人によってもたらされた。「戦後」の沖縄でのパインブームは、この時機に礎が築かれるのと同時に、台湾領有を放棄した日本政府が台湾にかわるパインの生産地として沖縄におきかえたことを背景とする。1960年代の「技術導入事業」による台湾からのパイン女工の受け入れは、戦前の台湾での植民地支配がそのまま沖縄で再現されたともいうようなものであった。アジア太平洋地域が冷戦体制による地域秩序に再編されると、1960年代頃からいわゆる自由主義陣営では、ハワイ・台湾・沖縄が、より人件費の安いフィリピン・タイのパイン缶に世界市場でのシェアを奪われていった。

ハワイ・台湾・沖縄からフィリピン・タイへのパインの生産拠点の移動は、後者の発展に寄与したという点を強調するような、かつての「近代化論」を焼き直したような議論が未だに根強くある (Bartholomew・Hawkins・Lopez、2012)。こうした議論からは、生産拠点の移動にはアメリカ・日本による第三世界への介入という側面があることや、同時代のハワイ・沖縄での労働争議との連関が見落とされている。本報告では、大国に翻弄されつづけながらも地域と地域の境界に埋もれてきたアジア太平洋のシマジマの民衆の姿を歴史のなかに再び浮かび上がらせることで、未だに根強い「近代化論」を批判的に検証する。こうした検証から、沖縄という地域や沖縄人というエスニシティの枠組みを越えて、複数の大国による重層的な支配を受け続けるアジア太平洋の島嶼で暮らす人びとの自立を実現する道を模索したい。

## ACCESS

**〈モノレール〉**

空港 → 旭橋 → 儀保 → 首里 → 琉球大学

バスターミナル 接続

モノレール 約10分    モノレール 約15分    モノレール 約2分    タクシー 約20分

---

**首里駅琉大快速線**

**94** 番線 》》 琉大南口／北口方面

那覇バス モノレール首里駅から琉大北口まで(平日のみ運行)

経路 首里駅前⇒汀良三丁目⇒城東小学校前⇒石嶺二丁目⇒程原⇒キリスト教短大入口⇒琉大附属病院前⇒琉大附属小学校⇒琉大法学部前(琉大北口行きのみ)⇒琉大北口(終点)

---

**空港から琉球大学**

**〈高速バス〉**

※1時間に1本程度/所要時間:45分

**111** 番線

琉球バス・沖縄バス・那覇バス・東陽バスの4社が交互運行

**113 123** 番線

琉球バス

経路 空港⇒沖縄自動車道⇒琉大入口下車(琉大入口にて下車、琉大北口まで徒歩約4分)

---

**那覇バスターミナルから琉球大学**

**〈路線バス〉**

※各20~40分に1本程度/所要時間:40~50分

**97** 番線 》》 琉大東口／北口方面

那覇バス

経路 バスターミナル⇒国際通り(牧志)⇒儀保(首里)⇒琉大附属病院⇒琉大東口⇒琉大北口(終点)

---

**98** 番線 》》 琉大北口方面

琉球バス

経路 バスターミナル⇒国際通り(牧志)⇒バイパス⇒真栄原⇒沖国大前⇒琉大北口(終点)

### 沖縄文化協会について

・沖縄文化協会は、沖縄の文化を研究紹介し、その進展に寄与することを目的とし、広く沖縄研究者および沖縄に関心を持つ人々を会員として運営されている学会です。

### 本学会の事業

・本学会は、上の目的にそって、研究発表会、公開講演会、機関誌『沖縄文化』の刊行、沖縄文化資料の蒐集、複製、刊行などの事業を行っております。

### 会員になるには

・所定の会費を納めれば、どなたでも会員になれます。入会手続きは、入会申し込み書に年間会費 5,000 円(『沖縄文化』誌 2 冊代)をそえて、現金書留または郵便振替にて『沖縄文化』編集所宛お送りください。

【沖縄文化協会】〒903-0815 沖縄県那覇市首里金城町 3-6 沖縄県立芸術大学附属研究所  
 TEL・FAX : 098-887-2652 E-mail : okinawabunka@gmail.com  
 郵便振替 : 02030-5-25170

**【沖縄文化協会 2018 年度公開研究発表会実行委員会】**  
 〒903-0123 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地琉球大学教育学部中本謙研究室  
 TEL : 098-895-8328 E-mail : okinawabunka2018@gmail.com

## 沖縄文化協会会則

- 第一条 本会は「沖縄文化協会」と称する。
- 第二条 本会は沖縄に事務所を置き、東京に支部を置く。
- 第三条 本会は沖縄の文化を研究し、その進歩、発展に寄与することを目的とする。
- 第四条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 講演会・研究発表会
  - 2 機関誌および沖縄文化資料の収集・刊行
  - 3 その他の必要な事業
- 第五条 本会の目的および事業に賛同し、会費を納入した者を会員とする。
- 1 会員は機関誌『沖縄文化』への論文投稿の権利を有する（但し、審査により決定する）。
  - 2 会員は本会が開催する研究発表会において発表する権利を有する（但し、審査により決定する）。
  - 3 会員には機関誌『沖縄文化』を配布する。
  - 4 会員には刊行物の頒布とその他の便宜を優先的に提供する。
  - 5 会費を五年以上滞納した場合は会員の資格を失うものとする。ただし、未納の会費がある場合は納入の義務を負う。
- 第六条 本会は最高議決機関として総会を置く。
- 1 総会は年に一回開く。
  - 2 総会の議決は参加者の過半数の賛成により決する。
- 第七条 総会は次の事項を審議決定する。
- 1 運営委員の選任に関する事項。
  - 2 事業報告。
  - 3 会計報告。
  - 4 会則の変更。
  - 5 その他、会の運営に必要な事項。
- 第八条 本会に、沖縄・東京それぞれに運営委員若干名を置き、総務・会計・編集などの協会運営に関する事務を行う。
- 1 運営委員は会員の互選によるものとし、その選任要領は別に定める。
  - 2 運営委員のうちから会長一名、幹事若干名を互選する。
  - 3 会長は会務を総理し、幹事は会務を執行する。
  - 4 会長の職に就くものは選任時満七十五歳を超えないものとする。
  - 5 会長に事故あるときは、会長は運営委員の内より、代行を指名することができる。または、運営委員会において運営委員の中から会長代行を選任するものとする。
  - 6 運営委員の任期は二ヶ年とする。但し、再任はさまたげない。
  - 7 編集委員会の組織および委員の選任は、会長および幹事に一任する。
- 第九条 本会の収入は、会費、補助金、寄付金等を以てこれにあてる。
- 第十条 本会の会計年度は、毎年十一月一日に始まり十月三十一日に終わる。会計報告は監査を受けるものとする。
- 第十一条 本会には顧問若干名を置くことができる。
- 1 顧問は会長が委嘱する。
  - 2 顧問は運営委員会に出席して意見を述べるることができる。

制定 昭和二十三年（一九四八年）会則制定。  
改正 昭和三十六年（一九六一年）四月一日改正。  
昭和六十三年（一九八八年）十二月十七日改正。  
平成十二年（二〇〇〇年）十一月二十五日改正。  
平成十八年（二〇〇六年）十一月二十三日改正。  
平成二十九年（二〇一七年）十一月十八日改正。

M E M O .

---

---

